



Global Tax Update

ベトナム

デロイト トーマツ税理士法人

2016 年 4 月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

税関在庫期末申告書(Customs Inventory Finalization Report)に関するガイダンス

今般、ベトナム財務省および税関総局 (General Department of Customs) は、税関在庫期末申告書(Customs Inventory Finalization Report)に関するガイダンスを規定する Official Letter No.18195/BTC-TCHQ(2015 年 12 月 8 日付)、Official Letter No.1171/TCHQ-GSQL(2016 年 2 月 17 日付) および Official Letter No.1501/TCHQ-GSQL(2016 年 2 月 29 日付)を地方税関宛に発行した。主要ポイントは以下のとおりである。

(1) 税関在庫期末申告書(以下「申告書」)の提出が必要な場合

- 輸出品の加工を行っている
- 関税の還付・免除を申請せずに輸出品を製造している。関税の還付・免除申請書を提出している場合は不要(2015 年 11 月 1 日付の Official Letter 16120/BTC-TCHQ に記載のとおり)
- 輸出品の製造および加工を行っている輸出加工企業(Export-Processing Enterprise: 以下「EPE」)

(2) 申告内容

税関総局は、企業が申告書作成を円滑に行うため、関係部門間(倉庫、経理、輸出入等)で情報交換を

行う体制を整備するよう求めている。また企業は、(a)倉庫、(b)経理および(c)輸出入の 3 部門のデータを突合し、申告書の数字が会計帳簿および社内システム上のデータと一致し、これら 3 部門間で相違が生じないようにしなければならない。

- 1) 輸出品の加工
 - 勘定科目 152 および 155 に該当する材料、工具および製品について記録する台帳を作成し、報告する
 - 量または価格のいずれかで報告することができる。量を基準に報告する場合は在庫量を記録するシステムが、価格を基準に報告する場合は在庫額を記録するシステムがなければならない
- 2) 輸出品の製造
 - 申告対象は勘定科目 152 および 155 についてのみであり、勘定科目 154 の半製品を原材料に区分して報告する必要はない。ただし、事後調査中に税関当局から要請があった場合、企業は、その他関連科目(勘定科目 151、154、621、631、632 等)についてデータを提示し、説明しなければならない
 - EPE は、ベトナム国内で購入した物品も輸入原材料に含めて報告する

- 申告書上、輸入原材料の価格は会計帳簿上の取得原価を報告する。インボイス(税関申告書)上の購入価格だけでなく輸入時に課された税金および手数料、原材料の倉庫輸送に直接関係する費用、調達に直接関係する費用および標準使用量内の自然廃棄率(該当する場合)も含まれる。仕入付加価値税が控除される場合、当該税額は報告額には含めない
- 申告書上、製品価格とは、輸入原材料から製造された製品の価格を意味する。勘定科目155の数字を指す
- 輸出から国内販売に変更された場合、その国内売上高は輸入原材料および製品に係る出荷データに含まれる

(3) 提出と受付

- 申告書の提出期限は事業年度末日から90日以内である
- オンラインシステムがない場合は、輸入手続が行われた税関または輸出加工企業の担当税関に書面で提出する
- 申告書受領時、税関当局は企業にそれ以外の書類の提出を求めてはならない

(4) 申告書の調査

- 以下の場合は申告書の調査が行われる
 - ・ 初回提出時
 - ・ 申告書の内容が税関当局のシステム上のデータと著しく相違する場合
 - ・ 関税の還付・免除の決定通知発行後には企業を訪問して実地調査が行われる
 - ・ リスク管理および法令遵守の評価に関する調査
- 優先企業の申告書に関する調査は、財務省の規定に基づいて行われる

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

本件に関するお問い合わせ

Deloitte Vietnam

ハノイ事務所

シニアマネジャー 越後 和孝 kechigo@deloitte.com

ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 gtakaishi@deloitte.com

シニアマネジャー 樋口 純平 juhiguchi@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-service

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。